

令和5年3月10日

保護者各位

千歳市こども福祉部長 林 伸一

新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額等の減免及び保育認定期間の取扱いの変更について（令和5年4月から）

日ごろは本市の保育行政の推進につきましてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市は、令和2年から、新型コロナウイルス感染症に対する特例の取扱いとして、園児の感染等により保育の提供を受けられなかった日がある場合には、その日数に応じて利用者負担額等を日割りにより減免するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による求職活動の長期化等に対応すべく、求職活動による保育認定期間の再認定を行ってまいりました。

一方、国の方針は、令和2年の感染拡大初期段階から大きく変わり、新たな行動制限は行わず、感染拡大防止策と社会経済活動の両立を図ることを基本とし、保育所等についても原則開所することとしております。

このような状況を受け、国から新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額（保育料）の減免措置を令和5年4月以降廃止する旨の通知があったこと、求職活動による保育認定期間の基準となる雇用保険の給付日数の延長が終了したことを踏まえ、令和5年4月から、次のとおり新型コロナウイルス感染症に対する取扱いを一部変更させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 利用者負担額等の減免措置について

① 保育料の日割り要件

令和5年4月からは、下記に該当する場合のみ、3号認定の保育料を日割り計算して減免します。

対象ケース	説明	欠席の対象	対象期間
感染症※による 臨時休園	保育所等が感染症により臨時休園した場合	当該保育所等に在籍する園児すべて	臨時休園の期間

※新型コロナウイルス感染症以外のものも含まれます。

※学級閉鎖などの一部休園は対象となりません。

② 登園基準について

これまでと同様に、園児本人が感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、保健所が指定する療養又は待機期間について、保育所等の利用はできません。

また、風邪症状など、園児本人が体調不良の場合も、保育所等の利用はお控えください。

なお、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上、季節型インフルエンザと同じ分類となった際には、当該登園基準を改定し、別途お知らせします。

裏面あり

③ 申請方法

「保育料減免申請書」を指定の期限までに在籍施設へ提出していただきます。詳細は、対象者の方へ別途お知らせします。

減免後の保育料は「保育料減免決定通知書」にてお知らせします。市立認定こども園及び私立認可保育所に在籍する世帯へは、後日、市へお届け済みの口座へ減免額を還付させていただきます。

その他施設での還付等の取扱いは在籍施設へお問合せください。

④ 給食費の取扱いについて（1号・2号）

令和5年4月から、市立認定こども園では、感染症等による臨時休園が発生した場合でも、給食費の減免は行いません。その他私立施設の取扱いは、在籍施設へお問合せください。

2 求職活動による保育認定期間について

① 求職活動による保育認定期間の終了日が令和5年3月31日までの世帯

「求職活動申立書」の提出により、最長60日の再認定を可とします。ただし、再認定期間の終了日が令和5年3月31日までであっても、2回目の再認定はできません。

② 求職活動による保育認定期間の終了日が令和5年4月以降の世帯

再認定は不可とします。ただし、やむを得ない事情のある場合は、個別に再認定の可否及びその期間を判断します。

※保育認定期間とは、保育所等を利用するための認定（2号・3号認定）及び預かり保育や認可外保育施設等の無償化の適用を受けするための認定（新2号・新3号認定）のことを指します。

（お問合せ先）

千歳市こども福祉部こども政策課保育係
電話 0123-24-0340（直通）